

第 186 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 平成 30 年 1 月 26 日 (金)
場所 Qiball(きぼーる)13 階 会議室

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	2
8. 議案審議	3
第1号議案	3
第2号議案	5
9. 報告事項	
「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境アセスメントと 都市計画の手続きについて」	7
10. 閉 会	11

第186回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成30年1月26日（金）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案 ～ 第2号議案
- 9 報告事項
「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境アセスメントと
都市計画の手続きについて」
- 10 閉 会

第186回千葉県都市計画審議会
 平成30年1月26日（金曜日）
 於・Qiball（きぼーる）13階 会議室
 午後1：30～午後2：15
 出席委員 20名

第186回千葉県都市計画審議会出席委員

（順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	青柳俊一	経済
	橋本都子	建築
	鶴岡宏祥	農業
	秋田典子	環境衛生
	福士正直	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	矢崎堅太郎	千葉県議会議員
	鈴木均	千葉県議会議員
	岡田幸子	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	浅野僚也 （代理・渡邊繁明）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	佐竹佳典 （代理・渡邊智彦）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 企画課課長補佐）
	河田守弘 （代理・渡邊貴志）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官）
	泊宏 （代理・八尾光洋）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長）
	永井達也 （代理・杵渕賢二）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長）
市町村の長を 代表する者	渡辺芳邦	木更津市長
市町村議会の 議長を代表 する者	小松崎文嘉	千葉市議会議長
	市原重光	睦沢町議会議長

第 1 8 6 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 3 0 年 1 月 2 6 日 提 出

- 第 1 号 議 案 袖ヶ浦都市計画区域区分の変更について（付議）
第 2 号 議 案 木更津都市計画臨港地区の変更について（付議）

1. 開 会

司 会 定刻となりました。ただいまから第186回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに行方都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

行方都市整備局長 都市整備局長の行方でございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます
ございます。

本日の審議会は、10月に引き続き本年度第3回ということになります。

今回の議案としては、袖ヶ浦市の区域区分、いわゆる線引きの変更が1議案、木更津市の臨港地区の変更が1議案の計2議案です。

また、本日は、報告事項として、去る1月16日に開始した北千葉道路に関わる環境アセスメント、都市計画の手続きについて、その概要について説明させていただきたいと考えております。

議案の内容については後ほど担当課長等から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

簡単ですが、開会にあたりご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告を申し上げます。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ20名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。以上です。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。

市町村の長を代表する委員として、木更津市長の渡辺様です。

委 員 渡辺です。よろしく願いいたします。

司 会 なお、本日もご出席の委員の皆様については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議會は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっております。北原会長、よろしくお願いたします。

会 長 北原です。議長を務めさせていただきます。

本日は、年が明けてまだ一月も経たず、また年度末に近い大変忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

橋 本 委 員

岡 田 委 員

よろしくお願いたします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、区域区分の変更が1議案、臨港地区の変更が1議案の計2議案です。

非公開の取り扱いについては「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された議案は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないということでしょうか。

会 長 事務局から、非公開案件はなしという提案をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

次に、本審議会の傍聴人について確認します。

本日の審議会に傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 本日、傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

(報道関係者 入場)

会 長 報道関係の方は、審議開始前に限り撮影等が可能です。これから写真撮影などを許可します。

(報道関係者 写真撮影等)

会 長 では、写真撮影などを終了してください。

8. 議 案 審 議

会 長 それでは、本日ご審議いただく案件 2 件、いずれも重要な案件ですので、十分ご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、これまでどおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いします。

第 1 号議案

会 長 それでは、

第 1 号議案 袖ヶ浦都市計画区域区分の変更について
事務局から説明をお願いします。

事務局 第 1 号議案「袖ヶ浦都市計画区域区分の変更」について説明いたします。

ご審議いただきますのは、袖ヶ浦椎の森工業団地 2 期地区における区域区分の変更です。今回の変更では計画書の変更はありませんので、議案書 4 ページの位置図より説明いたします。

議案書、またはスクリーンの位置図をご覧ください。

袖ヶ浦椎の森工業団地は、館山自動車道姉崎袖ヶ浦インターチェンジから約 2.5km の袖ヶ浦市北部の丘陵地に位置し、東京湾アクアラインや圏央道等により首都圏各地と直結する交通アクセスに優れた地区です。

都市計画区域マスタープランでは、「工業地については、館山道等の広域的な交通の利便性を生かして臨海部の埋立地及び内陸部の椎の森地区に配置する」と位置づけております。

スクリーンの「椎の森工業団地の経緯」をご覧ください。

本地区については、1 期地区が平成 13 年度に工事着手した後、平成 17 年度に造成が完了し、平成 18 年度に区域区分を変更したところです。

今回編入する 2 期地区については、平成 26 年度に市街化調整区域における地区計画を決定し、千葉県が造成事業に着手しました。

今回、本地区の造成が完了し、開発した土地の区域が確定したことから、区域区分を変更し、工業地としての土地利用の誘導を図ろうとするものです。

議案書 5 ページ、またはスクリーンの計画図をご覧ください。

赤色の線で囲まれた部分が、今回、市街化区域に編入する椎の森工業団地 2 期地区の区域で、茶色の線は現在の区域区分の境界線となります。

本地区の面積は約 52ha であり、隣接する 1 期地区と一体となった内陸の工業団地です。周辺は主に森林となっております。

今回、工場の操業環境の保全や計画的な土地利用の誘導を図るため市街化区域に編入するものです。また、市において用途地域に係る都市計画変更も同時に決定する予定です。

最後に、本議案について、11月7日から21日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 ただいま第1号議案について事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、挙手をして発言をお願いします。

委 員 椎の森工業団地地区を第1期に続いて市街化区域に変更するものだという説明でした。私たちは、この工業団地のあり方そのものに対して、多額な税金を導入しての企業呼び込みのやり方だと批判をしてまいりました。この中身は商工労働部が担当しているということで、この場では収支などのやりとりはできないということなので、あらましかけお聞かせいただければと思います。

まず、市街化調整区域を市街化区域に編入することによって都市計画として変化することがあったら教えていただければと思います。

事務局 市街化区域に編入する理由といたしますか、変化ということですが、本地区は都市計画区域マスタープランに工業地として位置づけられていた地区で、良好な工場の操業環境の保全、そして計画的な土地利用の誘導を図るため編入するということです。

また、本地区については、下水道、上水道などの市街化区域内の工業団地と同様の都市基盤が整っているということです。今回、市街化区域に編入しますと、都市計画税なども適切に負担していただくことも一つの側面としてあると考えております。

委 員 これまでかずさアカデミアパークなどもなかなか企業参入がなかったということもありまして、この工業団地でどれくらいの企業が参入してこられているのか。第1期はもう始まっているわけです。これから第2期になるのですが、その状況やこれからの見通しなどもあわせてお願いしたいと思います。

事務局 1期地区については、12の企業が既に立地しており、基本的にはもう空きはない状況になっています。

2期地区については、平成29年3月に1回目の入札を実施しておりまして、そこでの7区画すべて落札されているという状況です。

また、2期地区の2回目の販売も6区画を予定しておりまして、こちらについては2月に入札を予定していると聞いております。

委 員 1期地区はもう空きはない、2期地区についても、半分ぐらいでしょうか、7地区が落札していて、これからあと6地区が決まってくるということで、企業が来ない、空きが出てしまうということは考えられないと考えてもよろしいのでしょうか。

事務局 これから2期地区の2回目の入札ということですが、担当課のほうにも問い合わせが多数来ているという話は聞いておりますので、一応そういう問い合わせはあるということです。

委 員 採算はあるということを決算委員会の中でもいただきました。決算委員会には私たちの担当が行ったのですが、そのシミュレーションでは、土地取得などを含めて収支の差は約41億円の黒字だとされておりました。しかし、椎の森工業団地造成に関しては歴史がありまして、もともと企業庁が平成5年頃に144億円で土地を取得し、それを県の企業立地課が4億円で購入したわけです。140億円の赤字が出ているわけですよ、

この時点で。ということで、マイナスの 140 億円については、結局、県民の税金が投入されたということになっておりまして、いくらここで 40 何億円が黒字だということになっても、やっぱり県民の大事な税金が注ぎ込まれた大開発であり、やっぱり浪費だということを私たちは言わざるを得ないところでありますので、この議案に対しては反対させていただきます。

会 長 意見ということでよろしいですね。
ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。
第 1 号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。
よって、「千葉県都市計画審議会条例」第 5 条第 4 項の規定により、第 1 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 2 号議案

会 長 次に、

第 2 号議案 木更津都市計画臨港地区の変更について
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 2 号議案「木更津都市計画臨港地区の変更」について説明いたします。
はじめに、臨港地区について説明いたします。
スクリーンをご覧ください。

臨港地区は、港湾の機能を十分に確保し、港湾施設の利用の増進を図るため、港湾管理者からの申し出を受け、都市計画法により都市計画決定するものです。
臨港地区が決定されますと、港湾法に基づき、港湾管理者が分区を指定し、建築物の用途規制を行うことで、港湾施設の適正な利用の増進を図ることができます。

次に、臨港地区の決定状況について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

千葉県では、港湾管理者が定めた臨港地区指定実施計画に基づき、平成 18 年度から、公共埠頭など港湾施設が集積している地区を中心に、地元との調整が図れた地区から順次決定しております。

次に、今回ご審議いただきます木更津港臨港地区の概要について説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

木更津港は、木更津市から富津市までの 3 市におよび、国から重要港湾の指定を受け、京葉工業地帯の一翼を担う工業港として、また千葉県南部の経済社会基盤として重要な役割を果たしている港湾となります。

議案書 3 ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

今回変更する木更津港臨港地区は、赤色の太線で囲まれた木更津南部地区、吾妻地区、

江川地区の3地区となります。図面左側の細い赤い線で囲まれた区域は、平成18年度に臨港地区に決定した既決定部分となります。

本地区は、「木更津市都市計画マスタープラン」において、「臨海部の埋立地では、産業振興策と連携しつつ、工業機能や港湾機能の維持を図る」と位置づけられております。

次に、各地区の状況について説明いたします。

議案書4ページの計画図1、またはスクリーンをご覧ください。

木更津南部地区は、鋼材、木材、砂利等の貨物を取り扱う公共埠頭用地、木材工場等からなる工業用地や緑地などからなっており、面積は約59haとなっています。

続いて、議案書5ページの計画図2、またはスクリーンをご覧ください。

吾妻地区は、公官庁の船舶など多目的に利用する埠頭用地、漁船などの収容を図る船揚場や緑地などからなっており、面積は約7haとなっています。

続いて、議案書6ページの計画図3、またはスクリーンをご覧ください。

江川地区は、漁船の収容を図る船揚場や荷捌きに利用する埠頭用地などからなっており、面積は約2haとなっています。

以上、今回の変更は、計画書にありますように、公共埠頭など港湾施設が集積した地区について新たに臨港地区を決定し、区域を約142haに変更するものです。

次に、臨港地区が都市計画決定された後に指定される分区の概要について説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

港湾管理者では、臨港地区が決定された後、分区を指定し、用途地域に代わって県条例による建築物の用途規制を行うこととしております。

紫色に塗られている区域については主に公共埠頭で荷揚げされた木材を加工する工場などが立地しているため工業港区に、黄色に塗られている区域については主に公共埠頭で砂利や木材の荷揚場の区域や一般貨物を取り扱っていることから商港区に、緑色に塗られている区域については緑地であることから修景厚生港区に、水色に塗られている区域については主に漁船向けの施設が整備されていることから漁港区に指定する予定です。

なお、色の塗られていない区域については、将来的な土地利用が確定していないため、土地利用の方針が確定した時点で分区の指定を予定しております。

以上のように、臨港地区が決定された後、港湾管理者が分区を指定し、建築物の用途規制を行うことで港湾施設の適正な利用の増進を図ることができます。

最後に、本議案について、11月6日から20日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第2号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

委 員 臨港地区に指定した後、分区されるということですが、それぞれ用途が決まってきた、建物の規制などあるという話でした。それぞれのところでどんな規制になるのか、もう

ちょっと詳しくご説明いただけませんか。

事務局 分区による規制ということですが、概要をまとめたスライドがありますので、そちらをご覧ください。

スクリーンをご覧ください。

本地区の都市計画の用途地域については、主に準工業地域などが決定されております。準工業地域では、住宅や危険の少ない工場、また商業など、比較的さまざまな用途の建築物が立地することが可能となっています。

臨港地区が決定され、分区が指定されますと、分区の目的に合わない建築物の立地が規制されることとなります。

スクリーンの表で簡単に概略を申し上げますと、表で「×」と表記された部分が規制される用途となります。

上から、工業港区では住居系、商業系が規制されます。商港区では住居系や工業系、漁港区では住居、工業、宿泊施設、また修景厚生港区も同様ですが住居系、工業系、宿泊施設の立地が規制されます。概略ですが、こういった形で港湾に適した土地利用を図っていくことになっております。

委員 既にこういったところに建物が建っていたり、そこで仕事をされている方もいらっしゃると思うのですが、その方の了解というか、既に今「×」印が付いているようなものが建っているということはないのかどうか。それから、建っているものについてはどうするのか。その辺を教えてください。

事務局 今回、臨港地区に決定してこういう分区の指定を予定しておりますが、これで建てられなくなるといういわゆる既存不適格となるような建築物は存在しません。

会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは採決します。

第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

ありがとうございました。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

9. 報告事項

「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境アセスメントと都市計画の手続きについて」

会長 次に、北千葉道路に係る環境アセスメントと都市計画の手続きについて、事務局から報告があります。

それでは説明をお願いします。

事務局 「北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境アセスメントと都市計画の手続きについ

て」を報告いたします。

北千葉道路の市川市から船橋市の小室インターチェンジまでの区間については、国の協力を得ながら県で環境アセスメント及び都市計画の手続きを進めているところです。

本道路は約 15km の自動車専用道路として計画を進めており、環境アセスメントが必要となる規模の道路となります。今回手続きが開始されたことから報告するものです。資料の 3 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

はじめに北千葉道路の概要と事業の目的について説明いたします。

本道路は、常磐道と東関東道のほぼ中間に位置する千葉県北部で計画されている全長約 43km の道路です。

また、東葛飾、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待されています。

配付資料の 4 ページ、またはスクリーンの地図をご覧ください。

次に、現在の北千葉道路の検討状況について説明いたします。

本道路については、これまで、国、県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議や、千葉県道路協議会において道路構造等を検討してまいりました。

この結果、市川市から鎌ヶ谷市間については、一般国道部と自動車専用道路部を併設する構造とし、鎌ヶ谷市から東側の構造については、既に一般国道部 4 車線が整備済みであることから、自動車専用道路部を整備することで検討が進められています。

配付資料の 5 ページ、またはスクリーンをご覧ください。

次に、環境アセスメントと都市計画の手続きについて説明いたします。

手続きはそれぞれの段階を踏んで進めてまいりますが、第一段階の手続きとしては、計画立案段階において環境保全のための適正な配慮やその結果をまとめた「計画段階環境配慮書」と、都市計画上の見地から総合的な評価を実施し、その結果を取りまとめた「都市計画の構想段階 評価書」を 1 月 16 日に公表し、2 月 20 日までの間、住民や関係者の意見をいただいております。

また、このほか、沿線市を会場に、今回の図書の内容や北千葉道路の検討状況をまとめたパネル展示を行うオープンハウスを開催します。

今後につきましても、手続きの各段階で県民の皆様から意見をいただきながら、環境アセスメントと都市計画の手続きを進めてまいります。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

会 長 北千葉道路に係る環境アセスメントと都市計画の手続きについて説明していただきました。質問がありましたら、お願いします。

委 員 この北千葉道路というのはだいぶ前からやっているけど、今のところ、これは初歩の段階でしょう。今、説明があった中で、オープンハウスというのはもう既に終わっているんじゃないのかな、ここに書いてある第 1 回は。

事務局 今、「北千葉道路だより」の裏側に「オープンハウスの開催」というのがありますが、1 回目を終わって今回 2 回目ということで、1 月 26 日から 2 月上旬にかけて沿線市の会場で実施させていただくことになっております。

委 員 この裏の面に第 1 回とあるでしょう。では、今度は第 2 回目ということになるわけ

ですか。

事務局 そうです。第1回目を7月から8月にかけて実施しまして、今回、この縦覧に合わせて第2回目のオープンハウスを実施させていただくことになっています。

委員 そうしたら、これが終わると、次の流れが大体どのくらいになるのかね。流れがずっと書いてあるけど。

事務局 次の段階については、環境アセスメントですと、ここのフローにあります方法書ということになるのですが、こちらについても、配慮書に提出された意見の整理が完了し次第、次の手続きに入っていくということになっています。

委員 事業化にならないと、いわゆる用地買収とかもできない。あとどのくらいかかるのかね。25年から環境アセスメントをやっているのではないか。

事務局 ただいまご質問いただいた件ですが、環境調査ということで、北千葉道路の沿線については、どのような動植物とか、騒音・振動とか、計画を進めていく上で必要な環境調査を県としては実施しているところです。そういう中で、今回、環境アセスメント、都市計画の手続きを進めていく上で、これまで行った調査結果を活用して手続きを進めていくということで、こういった手続きをしっかりと進めていきたいと考えております。

委員 25年からやっていて、まだ動植物がどういうものなのかというのがわからないのか。環境アセスメントというのは道路ができてからもずっとやるわけでしょう。

事務局 道路ができた後も、供用後の環境へ与える影響等を把握してやっていくということですが、今回、事業化に先立ち、影響予測に必要な調査ということできちんと進めているという状況です。

委員 こういうチラシを何枚もつくって、同じものではないけど、最近、全然進んでいない。もう一つ、成田市押畑まで30年度中に開通予定と書いてあるけど、その後、成田のインターまで繋がるのはどのくらいかかるのか。

事務局 押畑から先の区間ですが、「30年度予定区間」と示してある左側、「一部開通済み6km」、こちらが昨年の2月に県の施行で開通したところです。それに引き続き今年度から押畑から成田空港方面を県のほうで事業を進めているところでして、現在、橋梁工事等を進めているところで、開通目標については今のところまだ示せる状況にまでは進んでいないのですが、しっかりと工事を進めているという状況です。

委員 用地買収は終わっているのか。

事務局 用地買収につきましては、すべては買えてないのですが、9割以上は超えているということで、進んでいるところでございます。

委員 早くこれはやってもらわないと。千葉県地図を見ると、千葉県は全部、主な道路は海側とか県境を走っている。真ん中に走っているのはたった1本、16号線があるけど、これも慢性的な渋滞になっている。なんでこの北千葉道路がこんなに遅いのか。今まであまり関心がなかったというのもあるね。京葉とか幕張とか、あっちのほうばかりやっていたものだから。これをしっかりと国のほうに要望してやってもらわないと、これはいつまで経ってもできない。みんなこれは期待しているんだから。それをひとつ、なるべく早く。事業化までには、あと3年くらいかかると言ったけど、その3年というのはどういうことなのか。

事務局 今後、環境アセスメント、都市計画の手続きを進めていかなければいけないという

中での期間ですが、県としましては、この道路については、都心部と成田空港を最短で結ぶ非常に重要な道路ということと、地域の交通渋滞の緩和、防災面からも非常に重要な道路ということで国のほうにも要望しているところで、そういう視点で今回の手続きもしっかり進めて早期事業化を目指してしっかりやっていきたいと思っております。

委員 最初のオープンハウスとかこういうものは県の役割でしょう。県の役割を早く進めていかないと、国のほうだって動けない。きちんといついつまでということやってもらわないと、みんな、そのうちに忘れかけちゃうよ。お願いします。

会長 ご意見ということで。

委員 私も一言、道路というものに対して。

国道、県道、市道、それぞれの役割があって所管があるだろうと思うけれども、皆さん方は、国道だから遅くなっているとか、これは国の仕事だから遅くなっているとか、そういう認識が私たちの考えと違っている。「これは千葉県内の道路であるよ」という認識に立たないと、国道のほうの問題だとか、国の了解をもらうとか、そういうことだけで非常に遅れていっているというパターンが非常に見受けられる。

この間、圏央道でもそういうことがあった。大栄～横芝間、1都4県 300km の中の18.5km は最終になった。千葉県がなぜ最終にならざるを得ないのか。空港があるからとか、そういう理由をつけていたけど、空港には何の関わりもなかった。これは千葉県として、国がやる仕事でも、国からもいろいろな形で情報をもらっているはずだから、その辺の用地の取得というものに対してもうちょっと 県として積極的にやるべきだ。

北千葉道路でも、今言われたように、そういう問題があるのかなと私は考えていますよ。用地買収というのは、もうちょっと県が積極的に協力していかないと、何年経ったって、国の意向で遅れています、国の意向でできないとか、そういうところに責任転嫁をしていたら、千葉県だって困るじゃないですか。何年に終わるよ、と。知事がこの間言いましたよね、24 年に開通と。あれ一つやっても、千葉県の「椎の森」とか「にいのはる」の団地にも、進出企業ということから考えると、私は非常に影響が出てくるだろうと思う。何年にここを開通しますよと、そういう発表こそ県はもうちょっとスピーディーな形で。必要だからこういうことをやっているわけだから、これは言ってやらないと。沿線にいろいろな企業群も張り付くだろうし、いろいろな形で各自自治体の考え方もあるわけだから、国との折衝を積極的にやっていかなければ、千葉県が「暮らし満足度日本一」とかそういうことを掲げているながら一つもそういうことに結びついていかないところが非常に残念と思っておりますので、改めてその辺は 指摘をしておきたいと思います。

会長 ありがとうございます。ご意見ということで。

委員 オープンハウスについてですが、今お聞きしましたら、1回目が7月から8月に終わった、2回目ですよということですが、環境アセスなどが始まるので1回目とはまた違うものなのですね。それぞれが1日で 10 時から4時まで。私は市川市選出ですが、市川市は大町と曾谷というところで、大変離れているところでもありまして、行くのも大変なんです。ですから、1日ではなくて、住民の皆さん方はいろいろな用事なども持っているわけですから、皆さんが行かれるような時間設定、1日ではなくてもっと

延ばすことはできないのかどうか。地域住民の方々は、どうなるのかというのが大変心配されているところです。それができないのかどうか教えてください。

事務局 オープンハウスは7月、8月にも開催したところですが、今回は沿線に近い会場で行っているということで、市川市民だから市川市会場でなければいけないということでもございません。そういう中で6ヵ所の会場を設けまして、日にちも長めに設定しているところです。今回の手続きに際しては説明会等は必要とはしておらないわけですが、こういうオープンハウスの場を私どもとしては設けまして、説明会ですと大人数で質問しにくいという声も聞いたこともありますので、下に写真を示しているとおりでありますが、各会場、私どもの職員もついておりまして、逆に、聞きやすいという声も聞いております。そういう意味では、都合がいいときに、自分の住んでいるところより遠くなるかもしれないかもしれませんが、そういう場に行ってお聞きいただけるようなつもりで場所、時間、日にちを設定しているところです。

委員 要望になります。月曜日というのは仕事をされている方が多いわけですからなかなか行きにくい。でも一番行きやすいのは曾谷公民館です。大町というのは松戸の市境でして、なかなか市川市民には遠いところでもあるのです。そのほかのところはどこにあるかもわからないという状況で、6ヵ所あるから大丈夫ということは言えないと思いますので、もうちょっと日にちを増やしていただくとか、場所を増やしていただくとか、ぜひこれは考えていただければと思います。要望です。

会長 ご意見ということで。
ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

貴重なご意見をたくさんいただきました。県は、今後の都市計画の手続きを丁寧にかつ速やかに進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
ほかに事務局から何かありますか。

事務局 特にございませぬ。

会長 それでは、熱心にご審議いただき、ご検討いただきまして、ありがとうございました。
この後の進行は司会にお返しします。

10. 閉 会

司 会 本日、熱心なご審議とご意見をいただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして第186回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

— 以上 —